

第3章 計画の目標と体系

- 1 計画の基本目標
- 2 計画の体系
- 3 施策推進の方向



第3章 計画の目標と体系

1 計画の基本目標

基本目標 1：助け合い、支え合えるまち

基本目標 2：お互いの立場を認め合うまち

基本目標 3：支え合いのネットワークがあるまち

基本目標 4：安全で安心して快適に暮らせるまち

基本理念を具現化していくものを基本目標とします。市民一人ひとりが福祉に関する意識を高め、市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して地域福祉を推進していくために、施策推進の方向を定めるものです。

2 計画の体系

基本目標 1：助け合い、支え合えるまち

市民が地域社会の一員としてさまざまな分野の活動に参加していくことが大切です。ここでいう市民とは、市民一人ひとりのことだけではなく、地域に係わりを持つ事業所や各種団体なども含めたものです。地域福祉を進めるためには、市民一人ひとりが地域の課題やニーズに気づき、解決に向けて、サービスの担い手としても積極的に行動していくことが出発点となります。

誰もが困ったときに助け合い、支え合うことができる地域をつくっていくには、まず、市民一人ひとりが地域に参加していくという地域福祉への理解や関心を高めていく啓発事業の実施や、学校教育や生涯学習の中での福祉教育の推進が必要です。

その中で、自治振興会と協働して地域における人づくりを進め、人材の発掘や育成を行っていきます。また、地域活動への参加促進のために、参加のきっかけづくりや、情報の提供、活動の支援を行っていきます。そして、地域で助け合い、支え合い、見守り合うために必要なことを一つひとつ実行していきます。

こうした市民による住み慣れた地域における社会的活動の積み重ねが、近隣の人たちとところを通わせ、助け合えるまちづくりを推進し、自然とそこに暮らす人々の風土や土地柄そのものとなっていき、世代から世代へ継承していけるいわゆる福祉文化が生まれていきます。

基本目標 2：お互いの立場を認め合うまち

地域には、さまざまな人々があります。それは、子どもや若者や高齢者であったり、障がいのある人だったり、ない人だったり、男性であったり女性であったり、外国人であったりします。

暮らしには人それぞれの個性があり、生活の事情もスタイルもさまざまです。そういうすべての人々が一人ひとりお互いに尊重しあい、それぞれの価値観を大切にし、個々の能力を活かし、地域での役割を担い、いきいきと自分らしく生きがいを感じながら生活できるまちを目指していきます。

基本目標 3：支え合いのネットワークがあるまち

市民一人ひとりの生活課題は、必ずしも一つひとつの福祉サービスだけによって充足されるものではありません。しばしば、保健・医療・福祉その他の生活関連分野にまたがるものです。市民が住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、生涯を通じてその人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し適切なサービスで対応していくことが重要です。

そのためには、各種制度やサービスの種類、市民・地域・各種関係団体・行政などの実施主体の枠を超えて、お互いがつながり合うネットワークが必要です。

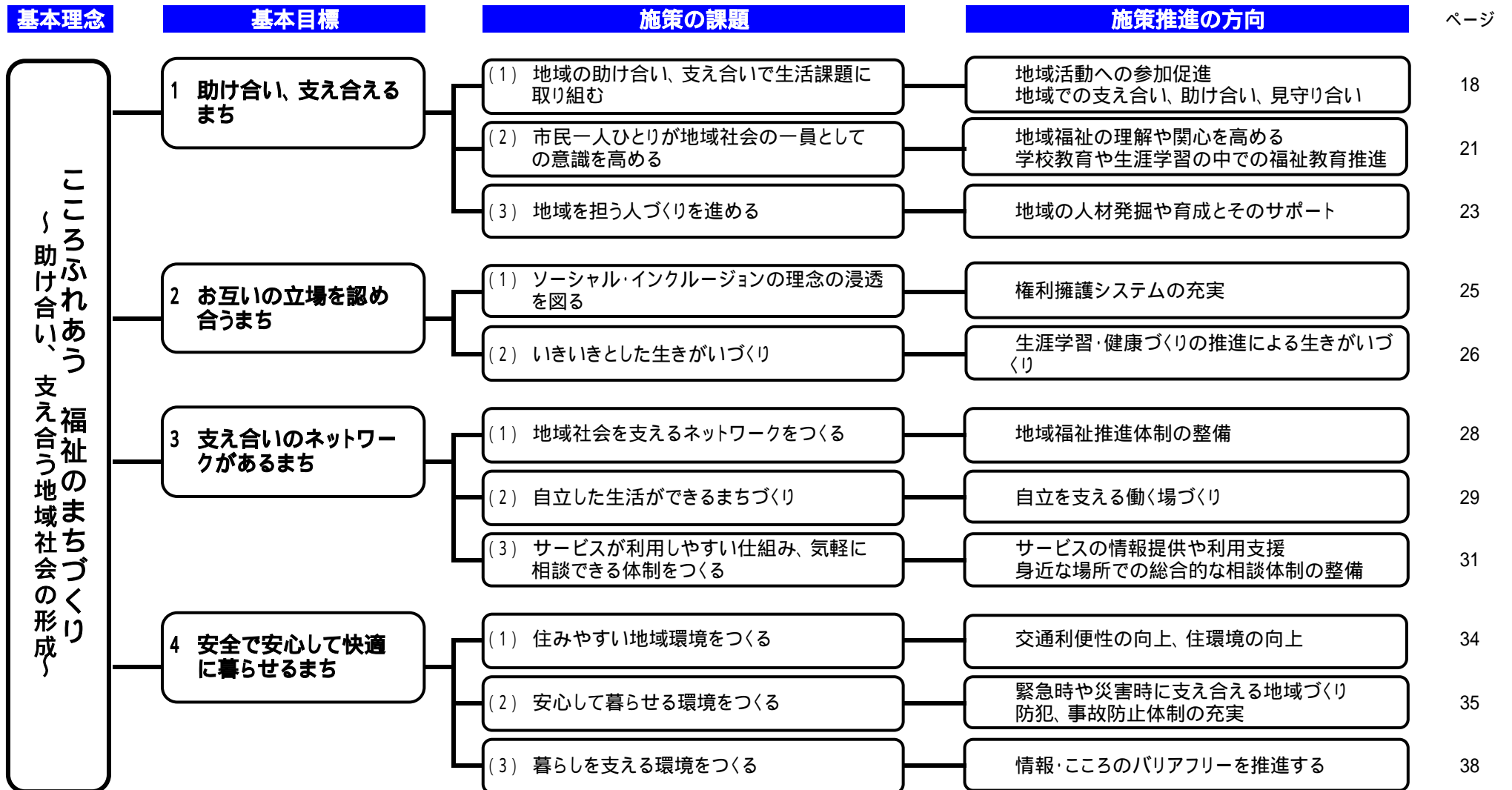
また、保健・医療・福祉などのサービス自体の充実も必要ですし、そのサービスを利用しやすい仕組みと、地域の身近なところで総合的な相談を受けることができ、サービスの適切な利用が切れ目なく選択できる支援体制を目指していきます。

基本目標 4：安全で安心して快適に暮らせるまち

地域福祉の推進のためには、保健・医療・福祉の一体的な運営はもとより、教育、労働、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要です。それらのサービス内容の拡充や質の向上、供給体制の整備などを地域の実情にあわせて進めます。

それらの生活課題に対応する施策は、個別的にはそれぞれ既に存在しているものも多いのですが、社会のいろいろな分野に地域福祉の視点を取り入れた地域づくりを目指します。

計 画 の 体 系



3 施策推進の方向

基本目標 1：助け合い、支え合えるまち

(1) 地域の助け合い、支え合いで生活課題に取り組む

本市が、これからも住み続けたい「まち」であり続けるためには、「新しい公共」(注8)の考え方のもと、多様な地域の力や「自助、共助、公助」の精神を活かした支え合いの仕組みによって効率的で効果的なサービスシステムを地域内で構築していくことが重要となっています。

この考え方によれば、よりよい生活空間や環境を創造するためには、既存のネットワークを活用して自治振興会や近隣、町内会を単位として取り組むことが効果的であり現実的です。

また、地域には、子ども会や老人クラブ、その他の福祉関係団体や防災・防犯、文化・教養・趣味やスポーツ・レクリエーションなどさまざまな活動を行う団体のほか学校や企業もあります。それぞれの団体などは、独自に掲げる「組織の使命や任務、組織の活動目的や存在意義」に基づく活動を展開していますが、地域福祉活動においては、地域を構成する市民として重要な役割を担っており、活動の母体ともなり得るものです。

このため、自治振興会や町内会はこれらの団体の活動と連携や融合していくことも有効的ですが、活動の担い手や団体相互の情報が不足していたり、活動場所が不足しているなどの悩みを抱えているケースも見受けられることから、これらの団体とネットワークを構築するなど、その対策が求められています。

地域で困っている人の悩みの中には、隣近所のちょっとした助け合い、支え合いで解決するものも多くあることから、隣近所で気軽に助け合える雰囲気づくりが必要です。

地域に暮らす一員として、身近な生活課題を地域課題として捉え、共に考え、学び、積極的に福祉活動に参加できる体制整備が求められています。みんなで助け合え、支え合える仕組みづくりが必要になっています。

地域活動への参加促進

《現状と課題》

地域福祉推進にあたっては、その基盤となる市民相互のつながりを強める必要があります。自治振興会や近隣、町内会活動などは、これまでの地域活動の活性化を図る方策として、あいさつや声かけを行うなど、身近な観点から人と人とのつながりを築くといったこれまでも行ってきた活動をより推進する他に、新たに市民参画型の組織と運営の仕組みを整える必要があります。このような視点で取り組むことによって、生活課題や地域課題を共有することができ、市民発意による課題解決へとつながります。

また、こうした一連の活動によって、それぞれが地域の構成員であることの自覚が生まれ、主体的に参加し自らの手で行うことで達成感や充実感が得られ、地域活動への参加意欲が増すばかりでなく、その積み重ねが地域への愛着や帰属意識、連帯感の高揚につながります。

本市では、このような活動の母体となる自治振興会が市内17全地区で組織され、各地区公民館を拠点として多くの地域住民が参加可能となるよう組織運営の見直しを含め、組織のマネジメント力を向上させる取り組みが行われています。

《施策の方向》

地域で安心して豊かな生活を送るには、地域に住み地域の実情をよく知っている地域住民自身が主役となって、連携し協働をしていく必要があります。地域行事への参加や、生活課題に対しての自発的な活動の中から、地域への愛着が深まり、地域全体の活力が高められます。このような活動は、子どもの頃から必要であり、生涯を通じての地域活動参加を推進します。

今後は、情報の発信を積極的に行う方法の検討（行政からの情報、地区における情報、そして、より詳しくわかりやすいもの。回覧板や掲示板などの一層の活用など）が必要です。また、現在拠点となっている地区公民館を中心に参加しやすく、気負わずに参加できる環境づくりも望まれます。

《主な取り組み》

地域住民が地域行事に参加しやすいように、自治振興会などと協働して、わかりやすい情報の発信に努めます。

広報誌やホームページを通して、団体の情報提供や活動を支援します。

地域福祉活動や、自治振興会や町内会活動に小・中学生の参加促進を行います。

自治振興会や町内会などが主体的に行う、社会的問題や生活課題の解決に向けた取り組みを支援します。

地区での「健康まつり」など誰でも気軽に参加できる事業を支援します。

地域での支え合い、助け合い、見守り合い

《現状と課題》

個人のライフスタイルの変化などにより、地域や家庭での支え合いの機能は低下しています。そういった中、地域福祉の推進のためには、市民一人ひとりが地域住民として相互のつながりを持ち、思いやりをもって共に支え合い、助け合い、共に生きる地域という視点が大切です。すべての市民が支える側にもなり、支えられる側にもなるという当事者感覚をもつ必要があります。とりわけ、地域に暮らす一人ひとりが安心感や、生きがいを感じながら生活するために支え合う仕組みづくりが求められています。

地域にはさまざまな課題を抱えた市民がいます。それぞれの課題によって求められる支援の内容も違ってきます。しかし、支援を必要とする人たちの情報は、当事者からの発信も少なくなってきましたが、まだまだ少ないのが現状です。地区懇談会の意見として、「マンションなど、つき合いがなく顔さえ知らない人もいる。」「玄関に表札が無く、関わりが難しい。」「知らない人におはようというのも変にみられる。」「個人情報保護の観点から、ひとり暮らしの人を選んだような声かけはできない。」などの意見も寄せられています。

《施策の方向》

近所づき合いの活発化が、地域での支え合いなどにつながっていくことを考えると、近所づき合いの中で、何らかのきっかけづくりを考える必要があります。身近なことであれば、地域での関わり合いや近所づき合いの方法の中で、助け合いとしてうまく進めていけるものと考えられます。お互いの顔がわかり、共にふれあい、地域内での連携を深めることは地域の力となり、さまざまな課題を解決する糸口となります。そして、地域で身の回りの手助けを行うには、個々人のつながりだけではなく、ネットワークづくりやボランティア活動を通しての組織づくりが必要です。近所づき合いの内容(立ち話をする程度やあいさつをする程度という軽いものが多い。)から見ても、まずは声かけからというのが大切であり、声かけの促進は重要な取り組みになっていきます。

《主な取り組み》

近所づき合いの促進のため、「あいさつ運動」を進めます。

近隣住民の助け合い活動を推進します。

急な病気時などの際の緊急連絡先をお互いに共有したり、地域における要援護者などを把握できるよう、福祉マップづくりを支援します。

地域での安否確認の結果などについて、関係機関などへの連絡体制整備を行います。

緊急通報システムや福祉電話、食事サービスなどの利用促進を図ります。

「こんにちは赤ちゃん」事業(注9)に、健康づくり推進員の活動参加を図ります。

市民参加型在宅福祉サービスの実施拡大を進めます。

(2) 市民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を高める

地域の身近な生活の中の課題を見つけるためには、すべての市民が福祉に対する理解や認識を深め、主体的に福祉活動に取り組むことが必要になります。さらに、地域福祉を充実したものにしていくには、市民が福祉に関心を持ち、お互いに関わりを持ちながら助け合いを活発化するとともに、地域のさまざまな人の問題を知ることが必要です。そのための福祉教育を推進していきます。

地域福祉の理解や関心を高める

《現状と課題》

福祉という言葉のイメージは、「行政が困っている人を助けること」というとらえ方をしている人が多いように思われます。実際にこれまでのような、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの対象者ごとの福祉施策のことを考えると、そのようなとらえ方もやむを得ないものと考えられます。現在直接サービスを受けていなくても、制度として関心を持つことや、制度の内容を理解しておくことは大切なことだと考えられます。

《施策の方向》

多くの人々が、「福祉は行政と福祉サービスを必要としている高齢者や障がいのある人などのものであり、自分にはあまり関係のないこと。」のように考えています。しかし、地域福祉の考え方は、すべての市民が福祉の担い手であり、受け手でもあるという視点に立っています。このことから、フォーマルな制度だけでは補えない谷間の部分があり、その部分を自らが担うのが地域福祉であるという意識を持つように意識を変えていく機会づくりを行っていきます。

《主な取り組み》

自らが福祉サービスの受け手であると同時に担い手であることを認識できるような啓発を行います。

生涯を通じて福祉への関心、理解を高め自分のニーズにあった福祉学習の機会提供に努めます。

地域福祉に関する地区ネットワーク会議の開催や、地域福祉セミナーの開催を通じて、地域福祉の考え方やあり方を話しあったり考えたりする機会を設けます。

広報誌などを通して地域福祉活動を紹介します。

「健康トライ」事業（注10）など自分自身の健康づくりに励む機会を提供します。

学校教育や生涯学習の中での福祉教育推進

《現状と課題》

相手に対する思いやりや親切など、豊かなこころの育成には、社会参加活動や自然体験ボランティア活動など、さまざまな生活経験や体験活動を保障することが必要であり、小学校や中学校の「総合的な学習の時間」での社会福祉体験活動などの充実が期待されています。平成20年度では、市内9小学校5中学校が、市社会福祉協議会の社会福祉協力校に指定され積極的に活動を行っています。こうした活動は、児童生徒を対象とした取り組みというイメージがありますが、けっしてそうではなく、子ども達に対するより良い学習支援をするためのほか、大人である市民の生活や福祉活動をより良いものにしていくためにも必要なものです。

また、市社会福祉協議会でやっているボランティアセンターに登録している団体は、さまざまな活動を行っています。ボランティアに対する関心や興味を育て、実際の活動に結びつけていくための情報提供のあり方や、情報の共有化を考えていく必要があります。

《施策の方向》

家庭から始まり、学校教育、職場、高齢期にいたるまで、すべての生活の場面において優しさを育む福祉教育を推進していきます。福祉部門と教育部門の連携により、学校教育での福祉学習を推進し、生涯学習部門との連携の中で、子どもから大人まで継続して学んでいけるような取り組みを行っています。

そのうち、学校教育での福祉教育は「総合的な学習の時間」「道徳」「特別活動」（学級会、学校行事、クラブ活動など）などの時間を活用し、各学校の創意工夫の中で行われています。しかし、こうした学習活動を継続的かつ効果的に進めるためには、そのすべてを学校だけで完結するのは困難であり、これからは学校と地域や関係機関の連携という視点がますます必要になっていきます。

また、福祉団体や企業のボランティア活動も重要であり、市や市社会福祉協議会はその活動情報を収集し、事例の公表や、多くの参加促進を図る必要があります。

《主な取り組み》

学校での総合的な学習の時間や学校行事などの機会をとらえて、総合的に体験学習を含め福祉教育を推進します。

市民を対象にした福祉に関する研修会や講座を開催し、地域福祉活動の場のきっかけづくりをします。

日常生活における課題解決のための学習機会を提供します。

福祉学習プログラムを提供し、地域での福祉教育を体系的に進めます。

健康づくりのための講座・研修会などを開催します。

(3) 地域を担う人づくりを進める

地域での助け合い、支え合いをより充実するため、地域における人材育成が必要です。福祉は人づくりからといわれます。市民が安心して生活するためには、すべての人が日頃から福祉に対する理解を深めるとともに、そのための機会が十分与えられていることが必要です。今後、地域活動を実践するリーダーを育成するとともに、地域に埋もれた人材の発掘などを推進する必要があります。

地域の人材発掘や育成とそのサポート

《現状と課題》

地域懇談会においては地域におけるさまざまな活動の現状として、「行事などになかなか参加しない」「子どもが少ないため、地域活動に困難がある」「地域活動は女性が中心」「若い人が人の世話をしたがない」「働いている若い女性の人地域のなかに入ってこない」などという意見が出されています。

地域で身近な福祉活動を行う人材を発掘、育成し、地域で支え合う活動に結びつけていくことが大切です。地域住民の多くは、子ども会活動やPTA活動を通じて、地域活動の係わりを持ち始めます。また、その活動を通じて自治振興会との連携が生まれてきます。福祉に限らず他の分野でも人材を発掘する必要があります。

また、多様化する市民の福祉ニーズに対し、行政や民間事業者だけでなく、市民活動団体など多様な主体が事業に参加できる環境が整備されていることが必要です。行政の役割のあり方に対し、総合的な立場から見直しを図り、民間事業者などの参入を容易にする情報提供を行い、福祉関連事業に民間事業者や市民活動団体などの幅広い事業者の参画を促進していくことが必要です。

《施策の方向》

地域における人材を、各種生涯学習の講師として活用できるような登録制度を行うほか、学校で行う学習活動への協力を積極的に行っていきます。自治振興会、公民館と連携して、PTAや青少年団体など、福祉に限らず他のさまざまな分野で活躍している人材の発掘に努めます。また、職場を退職された「団塊世代」の人たちの経験や技術が地域に還元されるよう、人材の発掘や活用の取り組みを考えていきます。

《主な取り組み》

認知症サポーター養成講座など、いろいろなニーズに対応した研修を開催し、地域福祉の担い手の育成に努めます。

地域の行事や活動を通して、地域の人材の発掘を行います。

自分自身の経験や能力・技術を地域で活かしていただくようにします。
専門性の高いボランティア養成講座を開催すると共に、ボランティア団体などの主催する各種講座についての情報提供を行い、市民の積極的な参加促進を図ります。
市社会福祉協議会のボランティアセンター機能を強化し、地域のボランティアリーダーを発掘します。
運動普及推進員、食生活改善推進員や健康づくり推進員を養成、育成します。

=====

(注8) 新しい公共

官に委ねる公共ではなく、みんなに関わること(=公共)を地域住民、自治会、町内会、市民活動団体(NPO)、企業、学校など、地域に関わる市民の参画のもと、それぞれの強みや資源(ノウハウ、機材、資金、マンパワーなど)を持ち寄り、役割を分担してその力を結集し、支え合いながらみんなが納得できる選択をしていくことである。

(注9) 「こんにちは赤ちゃん」事業

乳児を持つ家族に育児支援につながる情報提供を行い、地域の中で直接面接することで、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会とし、孤立化を防ぎ、健全な発達を促す子育て環境の確保を図ることを目的とした事業である。

(注10) 「健康トライ」事業

誰でも気軽に実施できる軽運動を中心とした運動の習慣づくりに取り組み、生活習慣を改善するきっかけとする。また、健康づくりについての正しい知識と技術を身につけ「自分の健康は自分でつくる」ことを目指し家庭や地域で健康づくりを実践、継続を支援する事業である。

基本目標 2：お互いの立場を認め合うまち

(1) ソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図る

地域でのつき合いがスムーズになり、お互いに共感し合えるコミュニティが形成され、支え合いのネットワークが機能していく社会の根底には、人権を尊重し擁護していく環境が必要です。一般に人権問題といったときには、女性、子ども、高齢者や障がいのある人及び、外国人に対する差別や偏見などがあります。つまり、すべての人を受け入れて、包み込み、支え合うという考え方を普及させることが大切です。

地域福祉を推進していくうえで最も大切なのは「一人ひとりの人権を最大限に尊重する」という視点であり、お互いの人権を尊重し守ることです。地域で暮らしている人は誰でも、社会を構成する一員として平等であり、相互に人権を尊重しなければなりません。人権が侵害されない権利擁護の仕組みや、侵害された場合の救済方法などが検討していくべき課題といえます。

権利擁護システムの充実

《現状と課題》

市民がさまざまな福祉サービスを安心して利用できるためには、それらに対する支援や権利擁護が保障されるシステムの整備が求められています。また、子ども、女性、障がいのある人及び高齢者が虐待により人権が侵害されないように対処していくシステムの充実が求められています。

《施策の方向》

子ども、女性、障がいのある人及び高齢者が暴力や虐待により人権が侵害されないよう、地域や学校、病院、福祉サービス事業者など、関係するすべての機関が連携して、虐待防止に努めます。

現在、本人に一定程度の判断能力がある人たちに対しては、市社会福祉協議会を通した日常生活自立支援事業が実施されており、その充実を図っていきます。一方、判断能力が著しく低下している人たちには、ケアマネジメントを通して成年後見制度の活用による、後見人などによる金銭・財産管理、福祉サービス利用契約の締結や、生活支援を行う制度の相談や周知促進を図っていきます。

また、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、日本では1994年に批准されました。本来守らなければならない「子どもの権利」が損なわれていることや、権利の主体は子どもであることを強く認識し、子どもの権利を尊重する意識を高めるために、「子どもの権利条約」の周知徹底や、学習の機会の提供などを通して意識啓発を進めると

ともに、子どもの権利条例の制定を検討します。

《主な取り組み》

子どもの権利条例の制定を検討します。

子ども、女性、障がいがある人及び高齢者が暴力や虐待により人権が侵害されないよう、市民と連携して対応します。

認知症を早期発見し、専門医療につなげる「もの忘れ相談医」（注11）事業を推進します。

異文化の相互理解を推進し、多文化共生の地域づくりを目指します。

虐待防止や権利擁護制度について、理解を深めるとともに、虐待に関する相談窓口を広く市民に周知します。

日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業を充実し、地域での勉強会や講演会などを企画し、知識普及を行い、利用促進を図ります。

（2）いきいきとした生きがいがづくり

市民一人ひとりが生きがいのある生活を送ることができ、健やかで思いやりのある心を育むためにそれぞれの学習ニーズに配慮した、きめ細やかな教育を充実するとともに、生涯にわたり多様な学習の機会が確保されるようになっていきます。

生涯学習・健康づくりの推進による生きがいがづくり

《現状と課題》

生活の中での余暇の増加や高齢化社会の進展に伴い、生きがいのある心豊かな人生を過ごすため、生活の向上や自己実現を目指すための学習意欲は向上しています。また、スポーツは市民の健康づくりや生きがいがづくり、地域でのコミュニティづくりに欠かせないものです。特に近年の高齢化や生活習慣病の増加傾向を受けて、健康づくりのためのスポーツの実践が課題となっており、さまざまな取り組みを行っています。

生涯学習活動は、市民一人ひとりが自主的・自発的取り組みを進めていくことで、生きがいを見だし、活動の幅も広がり、より良い地域づくりにつながっていきます。スポーツは、仲間づくりと、その楽しさを共有していくことで、地域住民の世代を超えた連携を促進し、地域の一体感や活力を醸成します。生涯を通して自ら学び、新しい知識や技術を習得していく生涯学習や、身体を動かすことの喜びや爽快感、達成感、心身の安定などをもたらしてくれるスポーツは、いきいきと自分らしく暮らすために必要不可欠なことです。

新たな目標を見だし、学習やスポーツを通して一人ひとりが地域の中でかけがえのない

存在であることに気付き、誰もが孤立せず、健康で明るく安心して暮らせる社会を目指すことが求められています。

《施策の方向》

生涯学習や生涯スポーツ、健康づくりは、自発的な意志に基づいて行われることを基本とするので、活動の契機となるような情報を発信していきます。趣味活動だけにとらわれず、活動を通じ、地域課題を発見しその解決方法を話し合う場としたり、地域のリーダーの養成や、地域のコミュニティづくりを自治振興会、公民館と協力して行っていきます。

生涯学習プログラムの参加者や生涯スポーツ実践者が、自らがいきいきと暮らすだけでなく、地域の中で人と人との交流の中心となっていくことが期待されています。地域での活動を支援するため、情報提供や、相談、意識の啓発に努めていきます。

《主な取り組み》

団塊の世代や高齢者の知識や経験など、地域の持つ力を活かした生涯学習事業を推進します。

保健・医療・福祉の制度や、法律・金融などのように、生活していく上で必要不可欠な知識を得る講座などの充実に努めます。

生涯にわたる学習機会の充実を図るために活動団体などの育成や、その活動状況の情報提供の充実に努めます。

生涯を通して一人でも多くの市民がスポーツに親しめる環境をつくります。

総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動や各種研修会などの情報提供をすると共に交流や社会参加を図ります。

=====

(注 11) もの忘れ相談医

早期発見・早期対応により、認知症の進行を遅らせ、問題行動を無くすことができるため、武生医師会や今立医会の医師がもの忘れ相談医として認知症の人やその家族の相談に応じ、必要な場合には専門医に繋げる。

基本目標 3：支え合いのネットワークがあるまち

(1) 地域社会を支えるネットワークをつくる

地域には福祉活動を行うさまざまな団体があります。それぞれの団体がそれぞれの目的を持って活動しています。自治振興会や民生委員・児童委員協議会、町内会、老人クラブなどのように地域に根ざした活動を行っている団体もあれば、ボランティア団体や市民活動団体のように地区を越えた広い範囲で活動している団体もあります。

地域福祉という観点からは、これらの団体の活動が縦横につながって社会福祉施設や医療機関、行政などが地域福祉の資源としてネットワークを結び、地域住民どうしの交流を深め、ともに支え合い、地域の身近な問題を解決していく仕組みが必要です。

地域福祉推進体制の整備

《現状と課題》

市民が共に支え合う仕組みづくりが求められる中、地域を支えるネットワークには、行政のほか、福祉サービス提供者や事業者だけでなく、各種相談機関、自治振興会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会や町内会などの関係者が参加することが望まれます。さらに、潜在化しているニーズやほんのわずかな兆候に「気付く」ための仕組みづくりが必要です。

また、地域住民それぞれが地域福祉推進の担い手として福祉の力となることが求められる中、地域福祉活動の継続的推進には、地域住民が自主的に参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換ができる活動拠点が地域にあることが重要です。ネットワークの構成員が定期的に地域住民の相談を受けたり、地域の福祉活動や問題を話し合う場が求められています。

市社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動者が参加する団体であり、地域に密着しながら地域福祉を推進する中心的団体としてさまざまな事業を行っています。

一方で、民生委員・児童委員は、市民の立場に立った身近な相談者として、ひとり暮らし高齢者の見守り活動や子どもの健全育成、障がいのある人の援護などの支援活動を行っており、今後もより一層の地域福祉の推進役として期待されています。同時に、地区により活動の違いが出ている福祉推進員については、より身近な見守り活動の推進役として、積極的な活動参加が期待されています。

《施策の方向》

地域に住む人々が安心して生活を送ることができるよう、地域住民自らが主体となって参加する、地域を支えるネットワークづくりを推進します。それによって地域における身近な問題を発見し、解決するための自立的な仕組みの実現を目指します。特に地域で開催されて

いるサロンは、見守りや情報提供などの有効な活動であるため、今後も支援をしていく必要があります。

また、市社会福祉協議会や自治振興会は、地域の福祉ニーズの把握を的確に行うことができることから、このネットワークづくり推進の中心的団体となることが期待されています。人材育成や情報提供などのさまざまな面で、市社会福祉協議会の充実に向け、支援していきます。民生委員・児童委員は、地域で援護を必要とする人にとって行政との最初の相談窓口を担っています。福祉推進員との連携を強化し、地域での「気付き」が、適切な相談窓口などにつながるよう、その活動の支援を行っていきます。そして、活動を推進していく上で欠かせないものの一つである地域住民が交流活動を行うための地域福祉活動拠点として、各地区公民館を効率的に活用していきます。

《主な取り組み》

市社会福祉協議会の行う地域福祉推進活動との連携を強化し、小地域を単位とした見守り支えあい事業を拡大していきます。

市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を支援します。

民生委員・児童委員と福祉推進員の活動を支援し、連携を進めます。

地域における福祉問題を早期に発見し、専門機関と連携する地域総合相談システムを構築します。

自治振興会や市民活動団体などと協働して地域福祉を推進します。

市民のボランティア活動や健康づくり推進員などの活動を支援します。

地域でのサロン開催を支援します。

(2) 自立した生活ができるまちづくり

地域において、サービスを必要とする市民の抱えている生活課題は複雑多岐にわたっています。行政による福祉サービスをはじめ、保健・医療・教育・生活環境など他の生活関連分野だけでなく、民間事業者や市民活動団体などとも連携しなければ解決できない課題も少なくありません。

サービスを必要とする人達が、自分にあったサービスを適切に選択し、自立した地域生活を送るために必要な支援が得られるような、サービスの総合化を推進することが必要です。

自立を支える働く場づくり

《現状と課題》

市民の誰もが地域の中で安心して暮らすためには、就労の確保は重要な課題ですが、現在の社会経済環境の中では、高齢者、障がいのある人、引きこもりがちな若者、ひとり親家庭の母親などの就労環境は大変厳しい状況にあります。

就労意欲を有する高齢者が、その知識・経験を活かし社会の支え手として活躍し続けることは大変重要なことです。意欲と能力がある限り働き続けることができる環境整備のために、高齢者の雇用については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正（平成18年4月1日施行）され、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のいずれかの措置を講ずることとされました。

また、障がいのある人の就労については、福祉的就労や一般就労ともに障がいのある人が自立して生活していただくだけの収入を得ることができる社会環境が整っているとはまだいえません。そして、障がいのある人の雇用については「障害者の雇用の促進等に関する法律」で企業の雇用率が設けられていますが、武生公共職業安定所管内（越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町）では雇用率1.46%（平成19年度）で法定雇用率（1.8%）を下回っています。

高齢者や障がいのある人などが、生きがいを持って精神的にも自立し、生涯を通して仕事を持ち一人ひとりが個々の能力を発揮できる社会が、地域福祉の推進には必要です。

《施策の方向》

高齢者や障がいのある人などには、自立と生きがい生まれる取り組みの一環として、働けるような環境整備や、働く場の確保が行えるよう市民への積極的な情報提供を行うほか、引きこもりがちな若者には、就労支援対策を行っていきます。

《主な取り組み》

障がいのある人の雇用・就労の確保のため、相談や情報提供、企業などへの雇用確保の働きかけを行います。

高齢者の経験と能力を活かせる働く生きがい対策として、シルバー人材センターの支援をします。

関係機関と連携し、若者向け就職支援講座の開催や職場体験講習の情報提供を行います。

ハローワークと協働し、就労支援に努めます。

(3) サービスが利用しやすい仕組み、気軽に相談できる体制をつくる

私達の周りには、多種多様な情報があふれています。また、国、県、市といった行政、行政から委託を受けた各種機関、市民活動団体などさまざまな相談窓口があります。サービスを必要とする人達が、必要な情報を、必要なときに得ることが出来、適切な窓口で相談できる仕組みが必要です。

サービスの情報提供や利用支援

《現状と課題》

利用者主体の福祉サービスの提供体制の充実だけでなく、広く利用者の声を聴き、利用に伴う意見や苦情などを幅広く汲み上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが求められています。

利用者が自分にあった福祉サービスを自ら選択し、利用するためには、事業者のサービス内容などの情報が適切に提供されることが必要です。地域で自立して生きるためには、福祉サービスにとどまらず、保健や医療のサービスを含めたわかりやすい情報がいつでもどこでも入手でき、活用できることが大切です。また、福祉サービスを利用する上で弱い立場にある利用者が、福祉サービスの提供者に対する苦情を申し出たときに、適切に処理される仕組みづくりが必要で、それによりサービスの質の向上が図られます。

市民が情報を得る手段としては、インターネットに頼れない世代があるため、これまでの広報誌・パンフレット・回覧板などを十分に利用し、情報提供が偏らないように考える必要があります。

《施策の方向》

市民が必要なときに、いつでも必要なサービスに関する情報を入手できるよう、広報誌、市ホームページ、地区公民館への掲示、パンフレットなどの設置などさまざまな媒体を活用した情報提供を行っていきます。このように、さまざまな方法を通じて市民への情報の提供を行うほか、行政が直接、地域にでかけて多彩な情報提供を行います。

公的サービスのみでなく、市民相互の活動も含めた福祉サービスに関する情報一元化を進め、利用者の利便性の一層の推進を図ります。そして、サービスを利用する側とサービスを提供する側とは対等な立場であるべきことから、利用者側が不利益を被らないよう、苦情解決の仕組みがうまく機能するよう努めます。

《主な取り組み》

広報誌やホームページ、丹南CATVなどを通じた情報提供を行います。

行政が地域にでかけ、福祉に関する「市政出前講座」を行います。

高齢者や障がいのある人に対しては、よりわかりやすい情報提供を行います。
利用者に適切な評価を公開し、サービスの向上につなげるため、福祉施設が「福祉サービス第三者評価」（注12）を受けるように勧めます。
苦情解決のための相談窓口の積極的な活用を進めます。

身近な場所での総合的な相談体制の整備

《現状と課題》

市民がいつでも、どこでも必要な福祉サービスを受けることができるためには、サービスに関する相談体制の整備が必要です。特に福祉ニーズに関する相談援助活動は、なるべく早期に発見し対応した方がよいとされています。しかし、福祉サービスは多岐にわたり、専門的な相談窓口も数多く設置されていることから、それらの相談窓口やサービスに対する情報の不足や、問題の整理ができない、といった理由で「どこにどのように相談したらいいかわからない」といった形で問題を抱え込むケースも見られます。

生活や福祉に関する相談窓口は、その分野、その内容によって対応できる窓口が異なります。複雑な相談内容になるとそれぞれの窓口に出向く必要があり、身近な地域で気軽に相談できる総合的な相談体制が求められています。

《施策の方向》

利用者の多様なニーズに対応した総合的な支援を円滑に進めるため、保健福祉行政情報の一元化を図るとともに、担当部門相互の連携を密にするなど、困ったときにすぐ相談できるような総合的な相談体制づくりを推進します。

現在高齢者の総合相談窓口として機能している地域包括支援センターやサブセンターなど7箇所や、地域にある高齢者や障がいのある人の入所施設、保育所などの施設などには、専門的な技術を持った職員がいることから、地域住民の相談に応じる有効な社会資源として期待されます。地域で身近に相談が受けられることは、地域の施設にとっても、地域住民に親しまれ、支持されるためにも重要です。

今後、社会福祉士、精神保健福祉士や保健師など専門職による相談体制の充実を図っていくほか、さらに高度な専門性を要する相談の場合は、相談者を県などの専門機関に紹介し相談内容を適切に引き継ぐなど、相談者に対し十分に配慮します。

《主な取り組み》

身近な地域の相談員（民生委員・児童委員など）の相談体制充実と共に、自治振興会・町内会とも連携を図り、適切な福祉サービスに結びつけていきます。
地域の相談体制（地域包括支援センターなど）の複雑多様化するニーズへの対応や機能充実を図ります。

相談を受ける職員の意識・資質・援助技術の向上、職員間での機能的な役割分担と連携を図ります。

相談機関連絡会を設置し、相談対応のシステムを構築します。

相談窓口などの情報を広報誌などで市民に周知します。

=====

(注12) 福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することである。

基本目標 4：安全で安心して快適に暮らせるまち

(1) 住みやすい地域環境をつくる

障がいのある人や高齢者、子ども連れや外国人などは、道路や公共施設を利用する際に、他の人々が何でもないと感じる場面でも、利用ができなかったり、不自由を感じたりする場合があります。誰もが、不自由を感じることなく、移動しやすい、外出しやすい「安全・安心」な環境の整備が必要です。

交通利便性の向上、住環境の向上

《現状と課題》

本市には、JR北陸線の2つの駅と福井鉄道福武線の3つの駅があり、鉄道での移動については、比較的恵まれた環境にあるといえます。自家用自動車の世帯あたり保有数が高い一方で、福武線武生新駅を中心としたバス路線も通勤通学の足などに利用され、市民バス「のろっさ」や福祉バスも運行され、移動性が確保されているといえます。しかし、高齢になってマイカーの運転が難しくなってきたり、若い頃は歩けた距離がなかなか負担になってきたりして、安全で安心して外出できる環境が確保しづらくなってきている状況もあります。このように、障がいのある人や高齢者など自分の力で移動することが難しい人の交通利便性の向上が求められています。

また、居住福祉という考え方があるように、住環境は、安全・安心、快適な生活を営む基盤であることから、常にユニバーサルデザイン(注13)を念頭において、その整備を推進することが求められています。

《施策の方向》

既存の公共交通において、身体に障がいのある人などが安全に乗降できるようなバス(低床バス)などの導入を促進します。

福祉サービスがあっても、利用者がそこに行くことができなければそれを利用することができません。高齢者や障がいのある人にとっては、移動手段の確保は重要な課題です。福祉施設や医療機関などへのアクセスを容易にするため、さまざまな制度やボランティア活動などを活用した福祉送迎サービスや外出支援サービスを実施していきます。

公共施設の整備においては、誰でも安心して利用できるユニバーサルデザインを念頭において整備検討を進めます。また、住環境の整備についても、介護予防や介護支援及び障がいのある人への生活支援のための改修を支援します。

《主な取り組み》

移送サービスや外出支援サービス、福祉バスの運行など、民間や地域における取り組みの支援に努めます。

公共施設のユニバーサルデザイン化の推進に努め、障がいのある人など、誰もが外出・社会参加できるまちづくりを推進します。

公共施設などの整備改善の際には、利用者や関係者などから意見・要望を聞き、利用のしやすさを求めています。

介護保険利用者や障がいのある人に対し、改修サービスの情報を積極的に提供します。

高齢者向け優良賃貸住宅(注14)の建設に対して、整備費の一部を補助します。また、入居者に対し、収入に応じて家賃の一部を補助します。

(2) 安心して暮らせる環境をつくる

住み慣れた地域で、安全に安心して暮らし続けることは、すべての人の望みであり、願いですが、実際には、悪質商法の消費者トラブルなどに巻き込まれることがあります。被害を受けた人によっては、被害の意識がなかったり、被害に対する相談をする人がいない場合があります。誰もが犯罪に巻き込まれにくい事故防止策が必要です。

また、災害時には、誰もが不安を抱き、どうしてよいのか分らず、パニック状態になってしまいます。誰かを助ける余裕などなく、自分自身を守ることで精一杯になってしまいます。災害時に大きな不安と恐怖に襲われるのは、誰もが同じです。でも、自分よりも、もっと厳しい状況におかれてしまう人たちもいるのです。もちろん、自分自身を守ることが最優先ですが、できればもっと厳しい状況の人達に、救いの手を差し伸べることも必要です。

日頃から、犯罪防止や災害時に支援を必要な人を把握し、組織的に対応できるように準備することが必要です。

緊急時や災害時に支え合える地域づくり**《現状と課題》**

「越前市地域防災計画」に基づき、防災活動の総合的、計画的な推進を図り、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、災害の拡大防止と被害の軽減に努める体制を構築しています。市民が安心して暮らせる環境をつくるには、日頃から災害や犯罪に備えたまちづくりが必要です。防災については、行政と自治振興会、町内会、各町内の自主防災組織などの協働による防災体制の整備が求められています。また、地域住民の防災意識の向上による日頃からの備えも重要で、防災に対する正確な情報提供が求められています。そして、一人暮らし高齢者や障がいのある人、乳幼児や妊産婦などの災害時要援護者への対応を進めていくためにも、

自主防災組織の設立や普段からの地域住民による見守りや交流も含めた対策が求められます。

《施策の方向》

大きな災害が発生すると、防災関係機関が救出救護の初動体制を整えるまでには、一定の時間や日数が必要です。被害を最小限に抑えるには、まず日頃から災害時に自分で身を守る方法を知っておくことが必要です。次に地域に暮らす人々がお互いに協力し合うことが大切です。そのために、自治振興会と各町内会の自主防災組織の組織化や充実強化と、地域における正確な防災情報の提供体制のあり方、実態にあった避難場所や避難経路を含む防災システムの整備などについて、防災関係機関や地域住民との連携のなかで、さらに充実を図っていきます。

そして、防災意識の向上のための講習会の開催やPRなどを行います。一人暮らし高齢者や障がいのある人などの災害時に特に援護が必要な人については、「越前市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、町内単位での支援体制の整備を進め、誰もが安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指します。

《主な取り組み》

福祉避難所について研究し、福祉避難所の指定や協定を検討します。

地域での自主防災組織の立ち上げや充実に努め、防災訓練、防災マップの作成などの支援を行います。

災害時要援護者の把握を行い、近隣住民の協力体制を整備します。

各種講座、広報活動を通じて知識の普及や心構えなど防災意識の高揚を図ります。

多数の人が利用する一定規模以上の公共施設について、耐震化に向けた整備方針を策定し、耐震化に積極的に取り組んでいきます。

防犯、事故防止体制の充実

《現状と課題》

安心した地域生活を送る上で、防犯や事故防止は、基本的な課題の一つです。防犯については、「自分だけは大丈夫」と思っている、思わぬ犯罪や事故に巻き込まれてしまうことがないとは言いきれません。特に高齢者は、悪質商法や犯罪のターゲットになりやすく、交通事故死傷者数全体の60%（平成20年9月福井県警）を占めています。「自分の身は自分で守る」「自分たちの組織は自分たちで守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という強い意識を持ち、相互に協力して取り組むことが重要です。

地域課題として防犯に関する意識の啓発や情報提供、関係機関と連携した地域ぐるみの対応が必要です。また、夜間の犯罪防止の一環として、防犯灯が少なく暗い場所のないように

努めることが求められています。自治振興会による防犯灯の設置及び管理などの「環境面の整備」と「市民一人ひとりの行動」との両面からの取り組みが重要だからです。また、全国で認知症の人の事故などが発生し、その対策が求められています。市民相互が普段から積極的に声を掛け合うような地域では、そのこと自体が犯罪への大きな抑止力となり、事故防止にもつながるからです。

最近、変質者や不審者の出没など、子ども達の安全を脅かす事件が伝えられています。子ども達が安全に通学し、安心して暮らせる地域環境をつくることが課題となっています。子ども達の生活は遊びも学びも地域に密着しています。行政や学校、保護者だけではなく、地域が一丸となって取り組むことで犯罪を未然に防ぐことができます。

《施策の方向》

誰もが安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指していきます。そして、児童生徒の犯罪被害防止と地域の防犯活動の高揚を図ります。また、地域住民にも安全安心のまちづくりが求められていることから、地域全体としての活動を展開します。ほかにも青少年にとっての有害環境をなくし、犯罪などに巻き込まれないよう、地域、行政、学校などが連携して青少年の健全育成に取り組みます。特に高齢者に対する悪質商法などの対応については、地域包括支援センター、消費者センターなどと連携し犯罪防止などに取り組みます。同時に認知症の対策を進めます。

《主な取り組み》

認知症の徘徊事故を防ぐため、「徘徊SOSネットワーク」事業（注15）を推進します。

市民の防犯意識や関心を高めるよう努めます。

地域や関係機関と連携し、青少年健全育成の環境づくりを進めます。

高齢者や障がいのある人などをねらった犯罪の防止方法などについて情報提供をします。

地域と学校の連携を図り、通学路の安全マップを作成します。

不審者情報の提供に努めます。

小中学校からの登・下校時に、子どもを見守るボランティア活動を推進します。

（注13）ユニバーサルデザイン

年齢，性別，文化，身体の状況など人がもつさまざまな個性や違いにかかわらず，誰もが利用しやすいように，まちづくり，ものづくり，仕組みづくりなどを行っていかこうとする考え方である。

(3) 暮らしを支える環境をつくる

高齢者や障がいのある人の一人暮らし世帯などで、身体的障がいや精神的障がいなどで、必要な情報を得ることができない人がいます。また、他の人の目を気にするばかりに、心理的に外出することができない人や、交流できない人が存在します。そのような人達にも、必要な情報を得ることができ、安心して生活できる仕組みが必要です。

情報・こころのバリアフリーを推進する

《現状と課題》

高齢者や障がいのある人など、社会的に不利な立場に置かれている人に対する理解がまだまだ十分とはいえません。誰もが地域社会を構成する一員として、尊重される社会を実現するために、施設などの物理的なバリアフリーだけでなく、人権意識の啓発や教育を推進していく必要があります。

《施策の方向》

高齢者や障がいのある人など、情報化社会への参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な障害（バリア）を取り除く必要があります。特に社会的、制度的、心理的なバリアを取り除くことに努めていきます。誰もが、他人の目を気にせず、抵抗なく援助を受けたり、援助ができたりする地域社会の形成を推進します。

《主な取り組み》

会議などの際の手話通訳・要約筆記の派遣実施や、出版物や掲示物への点字や音声による表記の確保など、情報バリアフリー化に努めます。

市民を対象にした高齢者や障がいのある人を理解する学習の場を持ちます。

優先駐車スペースや身障者用トイレなどの優先施設について、一般の人の理解と思いやりの心を啓発します。

=====

(注 14) 高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者が安全に安心して居住できるように、「バリアフリー化」され、「緊急時対応サービス」の利用が可能な賃貸住宅である。

(注 15) 「徘徊 SOS ネットワーク」事業

徘徊する高齢者が行方不明になったり事故にあったりすることを防ぐため、平成20年7月より市、越前警察署、南越消防組合、福井鉄道（株）自動車部、市内タクシー業者などが協力体制を組んで徘徊による行方不明者などの発見・保護にあたっている。